

岐阜県青少年健全育成条例及び岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県青少年健全育成条例及び岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県青少年健全育成条例及び岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県青少年健全育成条例の一部改正)

第一条 岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第八十二条」を「第八十三条」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

(岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号ハ中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 説 明

刑法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

